

嵐山町「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」利用取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るために実施される、飼い主のいない猫等を適切に管理する活動（地域猫活動）を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくらねこ無料不妊手術チケット（以下「手術チケット」という。）」を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) さくらねこ 飼い主のいない猫で、不妊手術が施され、手術済みのしるしに耳先を桜の花びらの形に切った猫をいう。
- (3) 地域猫活動 住民やボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- (4) 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の不妊手術を合わせて不妊手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）という。

（交付対象）

第3条 手術チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を受けさせ、地域猫活動を行うことができる者。
- (2) 町内の多頭飼育崩壊現場等で、地域の公衆衛生上、特に町長が必要であると認めた場合であって、猫に不妊手術を受けさせ、その後の適切な管理ができる者。

（交付対象外）

第4条 次の各号に掲げる猫について、不妊手術を受けさせようとする者は交付の対象外とする。

- (1) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (2) 元飼い主のいない猫であり、現在は飼っている猫
- (3) その他町が手術チケットの使用が適当と認められない飼い主のいない猫

（申請）

第5条 手術チケットを使用とする者は、不妊手術実施前にさくらねこ無料不妊手術チケット申請書（様式第1号）を提出するものとする。

（決定）

第6条 前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、手術チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知

書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及び手術チケットの返還）

第7条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、さくらねこ無料不妊手術チケット交付取消通知書（様式第3号）により通知し、手術チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した手術チケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- （1） 手術チケットの利用方法が著しく不相当と認められるとき。
- （2） その他町長が必要と認めたとき。

（活動報告）

第8条 申請者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第4号）を提出するとともに、期限内に使用しなかった手術チケットは速やかに返却するものとする。

（免責）

第9条 町長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長がその都度定める。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。